

FIS・SAJ 公認 2020 木島平サマーノルディック大会開催のガイダンス

設定の意義・目的

新型コロナウイルス(COVID-19)の蔓延により世界の人々から自由な日常生活が奪われ、人々の接触を減らすよう自粛生活が強いられた。社会生活においても学校の休校措置や店舗の営業自粛が強いられ、スポーツ界でも競技会はおろかトレーニングさえもままならず、様々なイベントが中止・延期を余儀なくされた。

日本における感染爆発の第1波は人々の我慢と協力の甲斐あって、ようやく終息に向かいつつあるが、予想される感染爆発の第2波、第3波に備えておく必要がある。また未解明な部分の多いウイルスであることや特効薬、ワクチンも開発されていないことから、様々な社会生活の再開にあたっては、新型コロナウイルスを意識した「新しい生活様式」が厚生労働省から発表され励行が呼びかけられている。

新型コロナウイルスによる肺炎の大きな脅威が続く中、トレーニングや競技会再開への道を探れないものか。現場もスタッフも、苦しい中に光明を見いだしたいと何度も議論を交わしてきた。身の安全を最大の前提としてなお、ジュニアアスリートの能力向上の芽を育むにはどうすれば良いのか。好調を維持してきたシニア選手の力量を落とさないために何ができるのか。重い扉に手をかけようとする際には、ウイルス感染の要因を断ち、感染リスクをできる限り軽減させた方策をとるより他はない。慎重な一歩を踏み出すために今、私たちは顔を上げようとしている。

スポーツ庁、日本スポーツ協会もスポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインを定めている。それらを踏まえて、クロスカントリースキーの競技特性を踏まえて競技会を再開するにあたってのリスク軽減のガイダンスを定めた。

なお、本ガイダンスは新型コロナウイルスの科学的知見の更新や国内の感染状況の変化により逐次見直すことがある。

感染リスクを軽減させた競技会の運営について（チェックリスト）

大会主催者は競技会開催の基本情報と前提条件を満たしたうえで、開催の準備に取り掛かる。感染リスクを軽減させた競技会運営をするため、以下の配慮事項にチェックを入れながら準備を進めること。

【競技会開催の前提条件】

1. 緊急事態宣言の解除

- ① 移動制限の解除
- ② 不要不急の外出自粛の解除
- ③ 店舗営業自粛の解除
- ④ 学校において部活動が認められている

2. 競技会開催を管轄する木島平村からイベントの開催が認められている

- 3.大会開催地域において、新型コロナウイルス感染症に関する診療体制が整っている、緊急時の後方支援病院（※1）がある

※1 後方支援病院とは

緊急時においてもスムーズに受診できるよう、保健当局との間であらかじめ整えてある医療機関。感染者および感染疑い者が発生した場合に、対応可能な医療機関を事前に定めておくことが重要である。

- 4.競技会に関わる全ての人（競技役員・競技者・コーチなど）の健康状態の管理体制を整える

Ⅰ 競技会開催にあたっての基本注意事項

1. 3密を回避（下記の3点が生じる場所を徹底的に解消する）

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

※上記が想定される場所で「3密」の状態を排除する設定をする。

2. 感染症対策

- ・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。
- ・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。

※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げるにくなり熱中症を引き起こす恐れもあるため、息苦しさを感じた場合はマスクを外して、水分補給や休憩をとるなど無理をしない。

3. 主催者としてすべきこと

- ・競技会開催地および医療機関の協力を得る。
- ・3密を解消する工夫を徹底する。
- ・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。
※消毒に有効な薬剤の例：アルコール 70%程度のもの、もしくは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液
- ・競技会に関わるすべての人に競技会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。
- ・競技会での感染予防対策、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順などを定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成する

4. 競技会に関わる全ての人（競技者・チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディアなど）がすべきこと

- ・3密を避けて行動することを徹底する。
- ・体調管理を徹底する。
- ・競技会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所（かかりつけ医）等に相談後、必ず大会主催者に報告する。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ等を積極的に活用する。

- ・連絡先の把握の必然性

大会主催者が全ての人の連絡先を把握することで不特定多数ではない状態を作ることが重要である。また感染者が発生した場合に、保健所から大会主催者に対して、感染者本人及び濃厚接触者等への連絡をする為に、連絡先の提供を求められる場合があるので、必ず把握するようにすること。

5. 危機管理体制の構築（新型コロナウイルス感染症対策室の設置）

- ・各大会に感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う合議体である「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置する、もしくは、それに該当する責任者を明確にすること。
- ・各大会の新型コロナウイルス感染症対策室の構成員は、大会長、競技運営関係者、医療救護関係者（医師）、行政関係者、保健所関係者などが望ましい。（各大会の状況に応じて決定して構わないが、医師及び保健師を必ず入れること。）
- ・各大会の新型コロナウイルス感染症対策室は、感染症予防対策や、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した際の対応を開催自治体および保健所と連携しながら以下の感染症対策を行うこと。
 - ①各大会の新型コロナウイルス感染症対策室を感染症対策の意思決定機関として機能させ、行政及び本連盟等の窓口となること。
 - ②感染症予防対策や感染者が発生した場合の行動計画を策定し、「感染症予防対策マニュアル」にまとめること。
 - ③感染症対策の内容をランナー、チーム（またはクラブ）、競技役員などに周知・啓蒙を行うこと。

II 競技会開催にあたっての配慮事項 ※必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。

感染防止対策を講じること

- （1）3密を回避（密閉・密集・密接）する ・ソーシャルディスタンス※確保の工夫（部屋のレイアウト変更など）

※人と人との身体的距離のこと、できるだけ 2m 最低 1m を目安に間隔を空ける

 - ・室内換気の確保
 - ・集合時間をずらした行動など
 - ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策
レースオフィス／更衣室内の室内換気を徹底する。
 - ② 密集場所（多くの人が密集している）の対策
受付／スタート待機所／フィニッシュゾーンにおいて、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。
 - ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策
受付／スタート待機所／フィニッシュゾーンにおいて、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。また物の受け渡しは極力避け、避けられない場合は、手洗い・手指の消毒をする。
- （2）競技者に対し実施すること
 - ① 競技者に対し競技会 1 週間前からの体調管理および検温を義務付け、指定の体調管理チェック表に記入し提出させる。

② 受付時に体調管理チェック表を受け取る。

(※チーム・学校の場合は代表者がまとめて提出してもよい)

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書面の保管期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておく。保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。

主催者は提出していない競技者を出場不可とすることができる。

③ 不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。

不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状(風邪の症状)が見られる。

④ 運動時を除きマスクの着用を義務とし、主催者はマスクをしていない人に対し注意を促す。

⑤ 手洗い・手指の消毒・洗顔の徹底を呼び掛ける。

■ (3) 参加ランナー、チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディア、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者の参加・従事の可否・原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。

①感染者への対応

大会開催日の3週間前の時点、もしくはそれ以降にPCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、当該選手およびチームは参加を辞退、または主催者による出場権利の取り消しを受ける。

②濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」厚生労働省(2020年5月25日)

③感染疑い者への対応

大会開催3週間前の時点、もしくはそれ以降に感染疑い症状(※5)が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退、または主催者による出場権利の取り消しを受ける。ただし、次の1)および2)の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

1) 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日が経過している。

(8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと。)

2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している。

(3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと。)

「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会

※5 感染疑い症状とは

▼息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

▼重症化しやすい方(高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様)

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」厚生労働省(2020年5月11日)

- （４）室内清掃・消毒の準備を整える。
- （５）ソーシャルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、医師/保健師/看護師のいずれかを医務室に常駐させる（看護師資格を所持しない養護教諭は該当しない）。
医務室が常設でない競技場についてはテントなど仮設の医務室（救護所）を設置する。プライバシーが守れるように注意する。
- （６）個人防護具を準備する。（フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、白衣など）
- （７）発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する）
- （８）競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。

対象者毎の配慮事項

- （１）共通事項（主催者は競技会に関わる全ての人に以下の内容を伝える）
 - ① 大会 1 週間前から体調管理チェック表を記入し、大会当日、主催者に提出する。
※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日に書面で確認を行う）。
 - ・ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 ※提出前に、提出するデータをコピーまたは写真に撮り、自身でも保管すること。
 - ② マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。

【注意】炎天下の活動時におけるマスクの着用について
 - ・ 気温 31 度以上の環境（※３）においてマスクの着用はせず 3 密回避、ソーシャルディスタンスの確保等の感染症予防対策を徹底すること。
 - ・ 諸室等の空調の効いた密閉空間ではマスクを着用すること。
 （※３ 日本スポーツ協会熱中症予防運動指針 気温 31 度以上：厳重警戒、35 度以上原則中止）
 - ③ 3 密回避行動を心掛ける。
 - ④ 競技会の規模、目的に応じて参加資格に制限をかける。
 - ・ 年齢、参加資格記録等でレース数、組数の調整をする。
 - ・ 参加者数に応じた競技役員を委嘱する。（年齢考慮）※地域の状況により、応援者・観戦者を入れることや、都道府県域を越えての参加の是非は主催者がその都度慎重に検討し判断する。
- （２）競技者（事前通知及び当日会場でアナウンスし注意喚起をする）
 - ① 競技者の体調管理チェック表をチームの代表者が取りまとめて主催者に報告・提出する。
 - ② ウォーミングアップは個別に行う。
 - ③ 競技用具使用後は手洗い・手指の消毒をする。
 - ④ 更衣室の滞在は短時間にする。（シャワールームの使用を原則禁止とする）
 - ⑤ 運動中につばや痰を吐くことは極力行わない。
 - ⑥ 体液の付着したゴミは自己責任で処理する。（基本的に持ち帰り）
- （３）主催者/競技役員（以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する）
 - ① 主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。
 - ② 主催者は新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい 65 歳以上の競技役員には、原則として、委嘱しないことが望ましい。

- ③ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等）を持っている者には、競技役員委嘱の連絡の際に辞退するよう促す。
- ④ 競技者と接触を減らす工夫をする。
- ⑤ 3密の回避行動、マスクの着用、眼への飛沫感染を防ぐための眼鏡またはサングラス（UV カットグラス）、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。
- ⑥ 共用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指の消毒・洗顔を欠かさない。

■（４）チーム関係者・応援者・観客（事前通知及び当日会場でアナウンスし注意喚起をする）

- ① 観客を入れない、または観客を限定的に入れても十分な広さがある場合において、3密を防ぐため 競技場客席（スタンドなど）をチーム関係者など待機スペースとして有効的に使用する。
- ② 声を出しての応援、集団での応援を行わない。
- ③ 競技者に付き添う場合の競技者との接触、ソーシャルディスタンスを確保し、会話に注意する。
- ④ 混雑を回避するため、競技者に付き添う者のウォームアップ場への立ち入りを最小限にする。

競技種目毎の配慮事項

■（１）競技運営・種目共通の配慮事項

- ① 3密を回避できる 1 日の競技会の参加人数を設定する。参加人数制限やレース間隔は行う競技会の特性によるため、実施する競技種目により、運営内容について検討が必要である。一方で、感染防止策が取れる範囲で、実施する競技種目を決定するという方法もある。どちらを選ぶかは主催者の判断とする。
- ② スタート待機及び招集時間を分割し密集を防ぐタイムテーブルを設定する。
- ③ 競技開始前（招集～スタート地点での待機）
3密の回避として、招集時刻を分散化（細分化）し、招集所は競技者同士の距離はソーシャルディスタンスを確保し、手続きの簡略化（滞在時間の短縮）を行う。
- ④ 滞在時間の短縮のため競技者紹介は簡略化する。
- ⑤ コーチが競技者に向かって話す際は、マスク着用の上、ソーシャルディスタンスを確保して話すように呼び掛ける。
- ⑥ 競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケア：防護体制（マスク、フェイスシールド、ゴーグ使い捨て手袋など）を整えたスタッフで対応する。ゴーグル（サングラス）はその都度、アルコール消毒をする。
- ⑦ レース後：手洗いへ直行する動線を確保し、手洗い・洗顔（ペーパータオルなどを用意することが望ましい）を徹底するように促す。
- ⑧ 記録発表の工夫：掲示板の前に人だかりができないように掲示場所の分散化や Web を活用した発表をする。
- ⑨ ミックスゾーンは原則、設置しないが、3密を回避した形であれば設置可能とする。
- ⑩ 表彰の工夫：単に中止するというだけでなく、表彰を実施する場合は、報道関係者や観客等が表彰会場に集まり密集状態にならないように、別会場で表彰を行いその様子を大型映像やオンライン配信等の工夫を行うことが望ましい。
- ⑪ 開会式・閉会式・表彰式は原則、実施しないが、3密を回避した方法であれば実施可能とする。
- ⑫ 会場アナウンスでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスする。

施設における配慮事項

■（１）施設入場時の配慮事項

- ① 競技役員及び競技者受付所など、対面して受付を行う場所にシールド（透明なシートなど）を設置、またはフェイスシールドを準備し対応する。
- ② 受付やゲートにて不確かな者に検温を実施する。
- ③ 入退場口での手指の消毒液を準備する
- ④ ソーシャルディスタンス確保の呼びかけ。（整列に必要なマークの設置）

■（２）施設利用上の配慮事項

- ① 常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）※換気できない場所は利用しない。
- ② 諸室・招集所などの座席配置を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ③ 拡声器・通信機器を利用する。
- ④ 直接の接触回避を工夫する。
- ⑤ 多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。（施設所有者・管理者に確認すること）
- ⑥ 雨天時の待避場所の確保・終了後、施設・設備・用器具の清掃・消毒を行う。
- ⑦ トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を清潔に保つ。（便座の蓋をしてから流す）
- ⑧ 「３密」の状態が発生しやすくなるため、喫煙所を設置しない。
- ⑨ ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、かつアナウンスをする。※諸室におけるごみを回収担当者は、マスク、手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、手洗い・手指の消毒をする。
- ⑩ シャワールームの使用を原則禁止とする。必要な場合、地域および施設の指示に従い 3 密を防ぎ清掃・消毒を徹底した上で使用する。
- ⑪ 更衣室を使用する場合は、換気の徹底と一度に入室する人数を制限して密を防ぐ。
- ⑫ 発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションで仕切ったコーナーを用意する）

■（３）ウォーミングアップ会場の配慮事項

- ① ソーシャルディスタンスの確保を工夫する。
- ② トレーナーステーションを設置しない。
- ③ ウォーミングアップ会場の観戦を禁止する。

メディア・取材への配慮事項

■（１）主催者の対応事項

- ① 大会主催者は報道各社向けの大会取材要項を作成し、メディアの履行義務事項（開催 1 週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後 2 週間の体調管理・検温を行う旨を必ず記載）などを記載し、取材の事前申請を受け付ける。事前申請のない競技会では、大会 HP やプレスリリースを通じて周知する。また、当日の受付でも「しおり」などをもとに確認・徹底する。※多くのメディアが来る可能性がある大会については本連盟に相談する。

■（２）取材人数について

- ① 会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限する。できる限り人数を少なくするよう要請する。
（例）1 社 1 名（取材・撮影兼務）または 取材／撮影 各 1 名 など

■（３）取材方法について

- ① AD カードまたはビブスを用意して報道取材者を管理する。
- ② 報道受付では事前に用意した体調管理チェック表を受け付ける。
- ③ ミックスゾーンは原則、設置しないが、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、３密を防ぐ。
- ④ 囲み取材・インタビュー：競技者同意のものとソーシャルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施する。マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討する。

■（４）取材・撮影エリア

- ① 撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切る。または、設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。

■（５）報道取材者の協力事項

- ① 取材時はマスクを着用する。
- ② 開催 1 週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後 2 週間の体調管理・検温を行う。
- ③ 会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。
- ④ 取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。

競技会終了後の対応事項（以下の体制を整え競技会開催に臨む）

■（１）施設所有者・管理者への確認事項

- ① 競技終了後のすべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。
- ② 競技終了後のすべての競技用機材（スターティングブロック・投てき物・バトンなど）を消毒する。

■（２）参加者への周知事項と主催者の対応事項

- ① 参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- ② 参加者は症状が４日以上続く場合は必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。
- ③ 主催者は競技会終了後、2 週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。
感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。
なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。

観客に対する対応事項および感染予防策

開催地の自治体の指示に従い、予防策をした上で観客の有無を慎重に判断する。

- （１）発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。
- （２）入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。（待機列、入場列ゾーニング等）
- （３）開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。
- （４）サーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェックをする。

- （５）入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。
- （６）観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。
 - ・入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する）
 - ・他観戦者との十分な距離を空けての観戦（観戦可能座席の工夫）かつ移動を制限する。
 - ・飛沫感染予防のため、応援歌、声援をしないよう呼びかける。
- （７）競技者との交流（サイン色紙の要求、ハイタッチ等）は原則実施しない。
- （８）競技場内での飲食物の販売を抑制する。
- （９）退場時の混雑を緩和させる。（券種、座席場所に基づいた規制退場など）

観客から感染者が出た場合に備えること

- （１）観客に感染者が出た場合に備えて周囲に座っていた方を特定できるような工夫をする。
 - 【座席指定席の場合】
 - ・入場者が何時にどの席に座っていたか主催者側が把握できるような管理体制を構築する。
 - 【自由席の場合】
 - ・観戦者が何時にどの座席・エリアに座ったのか申告してもらう。（座席番号等および連絡先の集計）

大会主催者の免責事項

- （１）大会主催者の責任の範囲を明確にする
 - ・大会主催者は競技会に関わる全ての人に対して加入する保険の補償内容を明示する。
 - ・大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。

個人情報取得の同意

- （１）個人情報の取得目的に明記 ・競技運営目的以外に感染症予防対策目的として個人情報を取得する旨の同意を取得する。
- （２）個人情報の第３者提供 ・大会主催者が保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することへの同意を取得する。
- （３）個人情報の保管期間 ・取得した個人情報は大会終了後少なくとも１月以上とする。
保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。